

# 年金について考える

杉山 暢嶺

## 1. はじめに

いま日本が抱えている年金問題とはどのようなモノなのか。

近年あった問題としては年金の記入漏れ、そして今抱えている問題は少子高齢化による年金制度の見直し、今後の改善。そして後を追うように若者の年金未払いという問題を抱えている。

この問題は私達に直接関わってくる問題であり考える必要がある。

年金について知るにあたって、そもそも年金制度について知らなければならないと考え調べた。

## 2. 年金とは

・年金には、公的年金と私的年金がある。私的年金は民間の企業・団体が行う企業年金・団体年金などと、個人が任意で加入する個人年金である。<sup>(1)</sup> 公的年金は国が運営・実施する年金のこと。公的年金には公的機関が運営する年金、国民年金、厚生年金、共済年金等があり、国民年金には20歳以上60歳未満の人は皆加入が義務づけられ、国民年金は「基礎年金」とも呼ばれている。国民年金の被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者となっている。

ちなみに、現在の日本の公的年金制度を図にすると下記のような図になっている。(1階：基礎年金＋2階：上乘せ年金)

公的年金制度

2階部分	国民年金基金(任意加入)	厚生年金(受給時の正式呼称は老齢厚生年金)	共済年金(共済組合)	
1階部分	国民年金(基礎年金、受給時の正式呼称は「老齢基礎年金」)			
	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	
加入者	自営業者、農業者、学生 一定のパートタイマー、無職等 (20歳以上60歳未満) 下記の注記参照。 <sup>[4]</sup>	第2号被保険者の 被扶養配偶者 (20歳以上60歳未満) 下記の注記参照。 <sup>[5]</sup>	民間サラリーマン、 フルタイムのフリーター、 一定のパートタイマー等 (70歳未満) <sup>[6][4]</sup> (いずれの場合も所定の 臨時の雇用の場合を除く <sup>[7]</sup> )	公務員等及び私立学校教職員 (公務員:全年齢、 私立学校教職員:70歳未満 <sup>[8]</sup> )
保険料	月額14,980円 (平成24年度) <sup>[9]</sup>	本人負担なし (第2号被保険者の 年金制度が負担)	標準報酬月額16.766%(一般)(労使折半) <sup>[10]</sup> 共済年金は職域(3階)部分を含め独自の保険料率を設定	
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合は、2004年度より3分の1から2分の1への引上げに着手 2009年度までに完全引き上げ			

出所)「国民年金」<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E6%B0%91%E5%B9%B4%E9%87%91>、H25.01.23.

そして国民年金の給付の本質は、日本国憲法第2項にも記載されているように「最低限度の生活を営むため」のものである。だが、20歳～60歳の間に国民年金を払い続けたとしても、月額約6万6千円にしかない。一方、老後に必要な生活費は、平成23年家計調査(総務省統計局)によれば、高齢者夫婦の世帯の支出は、月額約27万円。<sup>(2)</sup>国民年金を夫婦2人分足しても月額13万2千円<sup>(3)</sup>、残りの13万8千円はどうしたらいいのか?という疑問が浮かぶ。それを補うのが、第1号被保険者では国民年金基金制度なのである。第2号被保険者の場合では厚生年金。ここでは先に厚生年金について見ていく。

#### 1) 厚生年金とは

厚生年金とは第2号被保険者が対象である。厚生年金とは会社のサラリーマン・OLを対象とし、会社等の法人に勤務している人を被保険者として保険料を徴収し、被保険者の老齢、障害および死亡について厚生年金保険から給付を行う公的年金のことである。

被保険者本人や家族の生活安定と福祉の向上を目的とする社会保険制度です。厚生年金と国民年金を足した合計の期間が25年以上ないと将来年金は一円ももらえない。

常時5人以上の従業員が働いている個人事業所、およびすべての法人会社(株式会社など)は原則として必ず厚生年金保険に加入することが義務となっている。<sup>(4)</sup>

#### 2) 国民年金基金とは

目的はサラリーマンとの年金額の差を解消するため、公的な年金制度として平成3年に創設された物である。

機能としては、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方々の多様化するニーズに応え、より豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金(老齢基礎年金)に上乘せした年金を受け取るための公的な年金制度である。<sup>(2)</sup>

加入対象者は「国民年金保険料を支払っている20歳以上60歳未満の自営業者」となる。

#### 3. 年金財政の徴収方式

今の日本は賦課方式をとっているがこのままで良いのか、積立方式、賦課方式の2つを理解し考える必要がある。

・積立方式とは若い現役時代に払い込んだ金を積み立て、老後にそのお金を受け取る仕組みである。高齢者に支給される年金は、当該高齢者が現役の時代に積み立てたものを受け取っているだけであり、高齢者と同時代の現役世代が扶養しているのではないからである。

<sup>(5)</sup>

一方、賦課方式は現在働いている現役の人から保険料を徴収し、現在の高齢者に年金を給

付する仕組みである。各年度（あるいは数年間）で収支が均衡するように制度が設計される。

#### 4. 徴収方法によるメリットとデメリット

①メリットについては以下の通りである。

積立方式…自分の保険料のみ支払えばよく、人口構造に左右されないので、掛け金負担が重くなってゆくことは免れる。世代間の不公平がなく国民の納得を得やすい。

賦課方式…金利の影響を受けにくい。

②デメリットについては以下の通りである。

賦課方式…高齢世代の人口に応じて保険料率の変更が求められ、少子高齢社会である現在のように高齢世代の人口が多いと、拠出金の割にあった年金受給額がもらえなくなる。人口構造が変化したとき、制度を維持するためには、保険料を上げ給付を下げるしかない。世代間の不公平が生じやすい、給付と負担の関係が不明確である。

積立方式…金利水準の変動の影響を受ける。

#### 5. 年金の問題点

国民年金の納付率は低迷が続いている。厚生労働省の調査では、平成24年3月末で国民年金のみに加入する第1号被保険者の約40%が保険料未納になっている。ただし、厚生年金と合わせた公的年金全体では約5%の未納となる。<sup>(7)</sup>保険料を納付しない理由として最も多いのは「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」という経済的なものである。次いで多いのが「年金制度の将来が不安・信用できない」という年金制度自体への不信が挙げられている。積立方式は、若い現役時代に納付した保険料を積み立て、運用益も加えた額を老後に年金として給付する仕組みである。私的年金の場合には各個人ごとに収支が均衡化するように保険料と年金額が設定されるが、公的年金の場合にはある年齢階層（あるいは数年間の年齢階層）で収支が均衡するように制度が設計される。

#### 6. 各国々の年金制度

ここでは各国々について簡単にふれておく。

現在のところ公的年金制度のある国の方が少ないのが現状のようだ。しかし、先進国では公的年金制度が行き渡っている。たとえば、サミットG8で公的年金制度のないところはない。またイギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イタリア、日本、カナダ、オーストラリアいずれも社会保険方式であり、「世代間扶養」方式をとっている。

世界の国々の中で魅力を感じた国、ニュージーランドである。

この国は唯一と言ってもいい、税金を支払うだけで年金をもらえる年金制度をとっている国である。

具体的に述べると、20歳以降10年以上居住しており、50歳になってから5年間の居住期間があれば、男女に関わらず65歳時点で年金受給権が発生するという制度。<sup>(6)</sup>

それに比べ日本はどうだろう？ニュージーランドでは、10年以上住んでいるだけで税金をもらえるのに対し、日本では少ない収入から一生懸命やり繰りして保険料を継続的に支払い続けないともらえないという事実。誰が見ても差は歴然だ。

そしてもう一つ紹介しておきたい国がスウェーデンという国である。

参考文献：この国の公的年金制度は必要かつ十分な暮らしを保障するのが国民年金とされており、純粋な公的年金であるこの制度の財源すべてが国家予算に含まれる。そのうえに加給される年金としては、国民所得比例年金、そして企業年金があるが、いずれも独立会計であって、国家予算とは分離された制度である。それだけに、政情などに影響されにくい高い安定性で制度が保たれ、信頼のおける年金とされる。<sup>(8)</sup>

また、公的年金の制度として最低保証年金という制度がある。

この制度は、生涯に亘って所得が低い者や保険料拠出期間の短い者には年金額が低くなるが保証年金を用意する、という制度である。受給には3年以上のスウェーデン居住が必要であり、居住年数に応じて支給し40年居住で満額となる。

近年、民主党が打ち出した新しい年金制度として最低保証年金がある。

いつ実現するかは分からないが早く新たな取り組みを始めて欲しいものである。

## 7. 結論

これからの日本を考えると年金財政により高齢化問題に対応する必要がある、いずれは積立方式に考え直さなくてはいかなくなるであろう。

そうなったとしても、年金制度で国民から信頼されていない政府が、「将来にわたって、面倒見ます。」と言っても、誰も信用しない＝保険料を払おうと思わないでしょう。

だから今、若者の年金未払い問題という事実があるのだろう。

それよりも基礎年金として、誰であろうと収入や貯金がいくらであろうと平等にし、後の足りない分は各々が働くなり貯金するなり資産運用するなりしていけば良いのではないか？

これぐらいシンプルなやり方だと無駄な税金は使われないし、年金記録問題のようなことは起きない。

いま考えられている、積立方式にすること以上に最終的には、このぐらいシンプルにする必要があるのではないだろうか？今後も年金問題について学習していきたい。

## 注

(1) 「年金の基礎知識」 [http://homepage2.nifty.com/h\\_noguchi/sakusaku/1\\_1.htm](http://homepage2.nifty.com/h_noguchi/sakusaku/1_1.htm)、

(2) 「国民年金基金制度のしくみ」 <http://www.npfa.or.jp/about/shikumi/index.html>、  
H. 25. 01. 23

(3) 「厚生年金の老齢年金とは？」  
<http://www.kokumin-nenkin.com/knowledge/rourei-kouseinenkin.html>、H25. 01. 23

(4) 「厚生年金とは」 <http://www.nenkinn.net/kouseinennkinntoha.html>、H25. 01. 23.

(5) 「年金－賦課方式と積立方式」  
<http://homepage2.nifty.com/k-todo/ninngenn/keizai/na/nenkinn.htm>、H. 25. 01. 23

(6) 「図表でみる世界の年金－公的年金政策の国際比較、もっとシンプルにできないものか」 <http://blog.goo.ne.jp/egovblog/e/b145f5869cf51a112ed8ad1bb398cad1>、H25. 01. 23

(7) 「年金未納問題」  
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B4%E9%87%91%E6%9C%AA%E7%B4%8D%E5%95%8F%E9%A1%8C>、H25. 01. 23

(8) 竹崎 孜「貧困にあえぐ国ニッポンと貧困をなくした国スウェーデン」 p 161、あけび書房 平成 20 年 11 月

#### 参考文献一覧

「厚生年金とは」 <http://www.nenkinn.net/kouseinennkinntoha.html>

「厚生年金の老齢年金とは？」

<http://www.kokumin-nenkin.com/knowledge/rourei-kouseinenkin.html>

「国民年金基金制度のしくみ」 <http://www.npfa.or.jp/about/shikumi/index.html>

「図表でみる世界の年金－公的年金政策の国際比較、もっとシンプルにできないものか」  
<http://blog.goo.ne.jp/egovblog/e/b145f5869cf51a112ed8ad1bb398cad1>

「年金未納問題」

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B4%E9%87%91%E6%9C%AA%E7%B4%8D%E5%95%8F%E9%A1%8C>

「年金－賦課方式と積立方式」

<http://homepage2.nifty.com/k-todo/ninngenn/keizai/na/nenkinn.htm>

「年金の基礎知識」 [http://homepage2.nifty.com/h\\_noguchi/sakusaku/1\\_1.htm](http://homepage2.nifty.com/h_noguchi/sakusaku/1_1.htm)

竹崎 孜「貧困にあえぐ国ニッポンと貧困をなくした国スウェーデン」 あけび書房 平成 20 年 11 月